

# 岩手県森林審議会運営規程

昭和26年10月26日	制定
昭和50年1月22日	一部改正
平成2年2月8日	一部改正
平成10年12月24日	一部改正
平成13年5月10日	一部改正
平成17年3月30日	一部改正
平成26年2月20日	一部改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、森林法（昭和26年法律第249号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）に定めるもののほか、岩手県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

## (会議)

第3条 審議会は、知事が招集する。

2 知事は、審議会を招集するときは、予め審議すべき事項を委員に通知しなければならない。

第4条 会長は、審議会の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。

第5条 審議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## (部会)

第6条 審議会に部会を置いたときの部会の運営は、その部会に属する委員の合議による。

2 森林法施行令第7条第4項に基づく特に定めた事項については、会長が決裁したものをもって答申しなければならない。

第7条 部会は、調査、審議の結果を審議会に報告しなければならない。

## (事務の処理)

第8条 審議会の事務は、岩手県農林水産部林業振興課において処理する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。